

建築物の環境配慮制度マニュアル(追補版)

建築物環境性能表示制度

「大阪府重点評価 2024 年版」入カマニュアル ver1.0

令和6年4月
大阪府

はじめに

大阪府では、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、分譲マンションや賃貸オフィスの募集広告及び工事現場に建築物の環境性能ラベル(府ラベル)の表示を義務付け、建築物に対する府民の環境配慮意識を高めるとともに、省エネ性能等が高い建築物が選択されやすい市場環境の整備を図っています。

このたび、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が強化され、「エネルギー消費性能」や「断熱性能」について従来の性能値による表示を多段階評価に改めた新たな省エネ性能ラベル(国ラベル)が、すべての新築の広告を対象に令和6年4月より運用開始されます(努力義務)。

これを受け、一つの広告に府ラベルと国ラベルを表示する場合や、評価方法が異なる表示項目(「エネルギー消費性能」及び「断熱性能」)が重複して表示される場合が生じることから、複数ラベルの表示を行う事業者の負担軽減や消費者への分かりやすい情報提供が可能となるよう、大阪府気候変動対策の推進に関する条例第 22 条に基づく「建築物環境性能表示基準」を改正し、ラベル様式を追加して状況に応じて選択できるようにしました。

具体的には、追加したラベル様式(用途区別に様式2から様式4まで)において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」といいます。)第 33 条の2に基づく告示(建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第 970 号)。以下「告示」といいます。)1(1)及び(2)の表示すべき事項を追加して、告示2の表示方法及び告示3の遵守すべき事項を踏まえて表示しています。

本マニュアルは、現行マニュアルの追補版として、大阪府の重点評価を行うエクセル形式の入力ツール「大阪府の重点評価 2024 年版」について、新たなラベル様式を作成するために必要な入力事項等を解説していますのでご活用ください。

令和6年4月
大阪府



【様式1】

条例に基づく環境性能評価の項目のみの様式



【様式2:住宅用途】

国ラベルの多段階評価を参考表示した様式

新たに追加した府ラベル(様式2の例)における国ラベル情報の表示方法・内容

府ラベル情報(CASBEEに基づく多段階等評価(星及び桜マーク))の表示に加えて、府ラベルの様式2では参考情報として国ラベル情報(建築物省エネ法に基づく告示による多段階評価(住宅マーク及び星マーク)及び評価年月日)の表示を追加しています(下図赤枠部分)。



「建築物省エネ法による評価」

参考情報として、国の告示に基づき、一次エネルギー消費量及び外皮性能に係る多段階評価に対応する数の星マーク及び住宅マークにより表示しています(告示の様式第6参照)。

○断熱性能

・住宅品確法の断熱等性能等級1~7に相当する7段階で表示。

○エネルギー消費性能

・★1で省エネ基準適合、さらに星が一つ増えるごとに10%削減(最大★6で50%削減)
・太陽光の自家消費による削減分を見える化(強調された★マーク)

○評価年月日

・国の告示に基づく評価が確定した日

国ラベル情報は、告示1(1)及び(2)の表示すべき事項について告示2の表示方法及び告示3の遵守すべき事項に基づく表示方法により表示しています。

具体的な表示方法については告示の別記様式に詳細な内容が示されています。例えば告示2(2)の別記様式第6については下図のとおりです。

様式第6



<参考> 告示(国土交通省ホームページへのリンク)

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/file.pdf>

重点評価の入力事項(様式2~4を作成するための追加入力事項)

府ラベル及び重点評価の結果を作成するツールとして、「大阪府重点評価 2024 年版」(エクセル形式)を使用します。「重点評価入力」シートに必要事項を入力してください(入力いただくセルは水色の部分になります)。このうち、府ラベル(様式2~4)において表示する国ラベル情報に必要な入力事項は、シートの下段部分(下図赤枠①~⑧)の入力セルになります。

大阪府建築物環境配慮評価システムのバージョンは、評価に使用した CASBEE-建築(新築)ソフトにより変わります。



2024 年版: CASBEE-建築(新築)2024 年版 ※改訂予定
2018 年版: CASBEE-建築(新築)2016 年版

大阪府建築物環境配慮評価システム		2024年版		受付番号 R6-0000	
大阪府の重点評価入力シート		2024年版 2018年版		Osakafu-新築-既存 2024V1.0	
【建物名称・建設地】		建物名称 ○○○マンション計画			
		建設地 大阪府 ○○○市○○町			
CASBEE総合評価		A			
CASBEE評価値		2.2	Qのスコア 2.8	LRのスコア 4.2	
用途別面積	用途1(主用途)	用途名	用途名	床面積の合計	
	■用途2	用途名	物販店	床面積の合計	3,000.00 m ²
	■用途3	用途名		床面積の合計	m ²
	■用途4	用途名		床面積の合計	m ²
	■建物全体	計		23,000.00	m ²
項目	評価内容			評価値	評価
① CO ₂ 削減率	CASBEE LR3 敷地外環境	1. 地球温暖化への配慮		4.2	4
② みどり・ヒートアイランド対策	CASBEE Q3 室外環境(敷地内)	1. 生物環境の保全と創出		4.0	4
	CASBEE Q3 室外環境(敷地内)	3.2 敷地内温熱環境の向上		3.0	
③ 断熱性能	CASBEE LR3 敷地外環境	2.2 温熱環境悪化の改善		4.0	4
	CASBEE LR1 エネルギー	1. 建物外皮の熱負荷抑制		4.0	
④ エネルギー消費性能	CASBEE LR1 エネルギー	3. 設備システムの効率化		4.0	4
⑤ 自然エネルギー利用	CASBEE LR1 エネルギー	2. 自然エネルギー利用		2.0	—
エネルギー消費の実態把握に努める	エネルギー消費の実績を3年間報告する。			報告する-しない	報告しない
再生可能エネルギー利用設備の導入状況		その他先進的技術の導入			
種類	有無	種類	有無	技術の名称	考慮事項
太陽光発電	○	地熱	—		
太陽熱利用	—	バイオマス	—		
風力	—		—		
水力	—		—		
特に配慮した事項					

建築物省エネ法(令和5年国土交通省告示第970号)に基づき次を入力してください。

① 建築物の種類		② 評価年月日	
建築物の種類	複合建築物	評価年月日	2024 年 8 月 1 日
住宅(住棟)又は複合建築物の住宅部分			
断熱性能	評価方法	評価方法基準による評価 (単位住戸についての評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)イ及び 断熱等級	5
一次エネルギー消費性能	評価方法	一次エネルギー消費量の削減率	2
	基準一次エネルギー消費量	20,000 GJ/年	設計一次エネルギー消費量
			再生可能エネルギーを考慮しない 19,000 GJ/年
			再生可能エネルギーを考慮する 18,000 GJ/年
非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分			
一次エネルギー消費性能	評価方法	モデル建物法 (一次エネルギー消費量の削減率)	4
		誘導BEI (西エネ考慮しない) BEI	0.8
		BEI (再エネ考慮する)	0.7

① 「建物の種類」

国ラベルの3種類の用途区分をプルダウンメニューから選択。

② 「評価年月日」

国の告示に基づく評価が確定した日を入力してください。

住宅部分の評価

③ 断熱性能の「評価方法」

初期設定では「評価方法基準による評価」が選択されています。

なお、仕様基準を用いた場合は、「誘導基準に適合」「省エネ基準に適合」から選択してください。

④ 「断熱等級」

品確法による断熱等級をプルダウンメニューから数値を選択してください。

⑤ 一次エネルギー消費性能の「評価方法」

初期設定では「一次消費エネルギーの削減率」が選択されています。

なお、仕様基準を用いた場合は、「誘導基準に適合」「省エネ基準に適合」から選択してください。

⑥ 「一次エネルギー消費量」

基準と設計の一次エネルギー消費量を入力してください。

また、再エネ設備ありの場合は、再生可能エネルギーを考慮した場合の設計一次エネルギー消費量も入力してください。なお、入力シートにある再エネ設備の種類に「○」が選択されていない場合は、4段階から6段階評価に変わりませんのでご注意ください。

非住宅部分の評価

⑦ 一次エネルギー消費性能の「評価方法」

初期設定では「モデル建物法」が選択されています。

なお、「標準入力法等」を選択した場合は、下のセルに一次エネルギー消費量の入力セルが出てきます。

⑧ BEI

再エネを考慮しない BEI は「誘導 BEI」の欄に、再エネを考慮した BEI は「BEI」の欄に数値を手入力してください。

(参考)重点評価入力シートの入力事項⑥「一次エネルギー消費量」関係
CASBEE-建築(新築)2016年大阪府版 [Excel ファイル]の「計画書」シート(抜粋)

・「計画書」シートの「3 エネルギー消費量の転記」(下図赤枠)の数値を用いて、一次エネルギー消費量の入力を行うことができます。

■LR1 「建築物エネルギー消費性能確保計画」等からの必要事項の転記 ■建物名称

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

非住宅部分 [BPI][BPI_m] = 6地域 <1~7地域> レベル 1.0
<8地域> レベル 1.0

住宅部分 品確法 等級4を超える 相当 ※1、2

※1 各住戸の相当する等級が異なる場合には、住戸毎に評価を行い、算定されたレベルを住戸数で加重平均し、四捨五入で最も近いレベルを選択する。ただし、レベル5の「等級4を超える水準」については、各住戸の平均外皮性能値に基づき評価するため、加重平均を行う必要はない。

※2 等級4を超える水準
<1~7地域> 各住戸のUA値について①又は②の基準を満たし、且つ、 α AC値について等級4相当を満たすこと。
①住戸の設計UA値が基準UA値に0.85を乗じた値以下であること。
②外気に接する床の部位熱貫流率が下の値に0.85を乗じた値以下であり、かつ、住戸の設計UA値が基準UA値に0.9を乗じた値以下であること。
1~2地域:0.27、3地域:0.32、4~7地域:0.37
<8地域> 各住戸の開口部の平均日射熱取得率が12以下となること。

BPI又はBPI _m の計算対象床面積を入力	非住宅部分	床面積(m ²)	床面積比率	レベル
	住宅部分	21,322	1.00	5.0

LR1/1. 建物外皮の熱負荷抑制 レベル 5.0

2 一次エネルギー消費性能 (BEI等の転記)

建物全体のBEI [BEI][BEI_m] = 0.66 レベル 5.0 下記(1)(2)(3)で評価する場合は空欄

非住宅部分のBEI [BEI][BEI_m] = 非住宅建築物は、建物全体のBEIと同じ数値を入力
下記(1)(2)(3)で評価する場合は複合用途内の非住宅部分の(1)(2)の[BEI][BEI_m]の値を入力(LCCO2評価用)

以下の場合、建物全体のBEI (BEI_m)での評価になります。

- ・非住宅建築物で、標準入力法(BEI)で評価した場合
- ・非住宅建築物で、モデル建物法(BEI_m)で評価した場合
- ・住宅用途ないしは住宅を含む複合用途で、
専有部を算定プログラム (BEI)、共用部と非住宅部分を標準入力法 (BEI) で評価した場合

用途別BEI設定値	床面積(m ²)	床面積比率	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
事・学・工	0.00	0.00	1.10	1.00	0.80	0.70	0.60
物・飲・会・病・ホ	0.00	0.00	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70
住	21,322.12	1.00	1.20	1.10	1.00	0.90	0.85
評価建物	21,322.12	1.00	1.20	1.10	1.00	0.90	0.85

LR1/3. 設備システムの高効率化 レベル 5.0

次の場合は、以下の(1)(2)(3)で評価してください。

- ・住宅を含む複合用途で、共用部を標準入力法 (BEI)、非住宅部分をモデル建物法 (BEI_m) で評価した場合
- ・住宅用途ないしは住宅を含む複合用途で、専有部を住宅仕様基準で評価した場合



3 一次エネルギー消費量の転記

	非住宅部分	住宅部分		合計	GJ/年
		住戸合計	共用部		
■基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)		17,077.80	1,613.60	43.10	18,734.50
■設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギーを含む)		13,253.00	496.10	33.40	13,782.50
■太陽光発電等エネルギー量(③オンサイトの取組量)			98.64		98.64
うちBEI評価に含まれる量(ex 自家消費分相当)					0.00

※全量買取制度は評価対象外

注記: 住宅部分は、運用段階のLCCO2の算定に必要なため、一次エネルギー消費量を入力する。なお非住宅部分については、LR1/3. 設備システムの高効率化、および運用段階のLCCO2の算定ともにBEIを用いているため、一次エネルギー消費量の入力は不要(ただしオンサイトの取組分は要入力)。

重点評価の結果(国ラベル情報の併記)

従前の府ラベル情報に加えて、断熱性能及びエネルギー消費性能については国ラベル情報を併せて表示しています。なお、国ラベル情報のエネルギー消費性能については、建物全体ではなく、住宅部分と非住宅部分に分けて評価した結果を表示しています。

大阪府建築物環境配慮評価システム 2024年版		受付番号	R6-0000					
大阪府の重点評価(結果)		Osakafu・新築・既存 2024V1.0						
【建物概要】	建物名称	〇〇〇〇マンション計画						
	建設地	大阪府 〇〇〇市〇〇町						
	用途/区分	集合住宅 物販店						
【評価結果】	CASBEE 総合評価	★★★★★		A				
①	CO2削減	★★★★☆		4				
②	みどり・ヒートアイランド対策	★★★★☆		4				
③	断熱性能	★★★★☆		4				
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル	住宅(住棟)又は複合建築物の住宅部分	1 2 3 4 5 6 7	6				
④	エネルギー消費性能	★★★★☆		4				
	建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル	住宅(住棟)又は複合建築物の住宅部分	★★★★★	4				
		非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	★★★★★	4				
⑤	自然エネルギー直接利用	—						
	再生可能エネルギー利用施設の導入状況	太陽光発電	○	風力	—	地熱	—	—
		太陽熱利用	—	水力	—	バイオマス	—	—
エネルギー消費量の報告				対象外				
【評価項目】								
項目	評価内容			スコア	評価			
① CO2削減	CASBEE LR3 敷地外環境 1. 地球温暖化への配慮			4.2	4			
② みどり・ヒートアイランド対策								
生物環境の保全と創出	CASBEE Q3 室外環境(敷地内) 1. 生物環境の保全と創出			4.0	4			
敷地内温熱環境の向上	CASBEE Q3 室外環境(敷地内) 3.2 敷地内温熱環境の向上			3.0				
温熱環境悪化の改善	CASBEE LR3 敷地外環境 2.2 温熱環境悪化の改善			4.0				
③ 断熱性能	CASBEE LR1 エネルギー 1. 建物外皮の熱負荷抑制			4.0	4			
④ エネルギー仕様性能	CASBEE LR1 エネルギー 3. 設備システムの効率化			4.0	4			
⑤ 自然エネルギー利用	CASBEE LR1 エネルギー 2. 自然エネルギー利用			2.0	—			
エネルギー消費の実態把握に努める	エネルギー消費量の実績を3年間報告する。			報告する報告しない	—			
その他								
先進的技術の導入	技術の名称	考慮事項						
特に配慮した事項								

「断熱性能」
住宅(住棟)の場合または複合建築物の住宅部分は、国ラベルの多段階評価と同様に住宅マークにより表示されず。

「エネルギー消費性能」
国ラベルの多段階評価と同様に星マークにより表示されます。再エネ設備なしの場合は4段階、ありの場合は6段階で表示されます。
また、複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分を別々に表示します。

国ラベルと府ラベルの評価の概要、評価方法の比較

現在、府ラベルについては「CASBEE-建築(新築)2016年版」(一般社団法人 日本サステナブル建築協会が開発・公開)に基づき評価した結果の要旨を表示しています。一方、国ラベルの参考情報については建築物省エネ法に基づく告示1(1)及び(2)の表示すべき事項について告示2の表示方法及び告示3の遵守すべき事項を踏まえて表示しています。

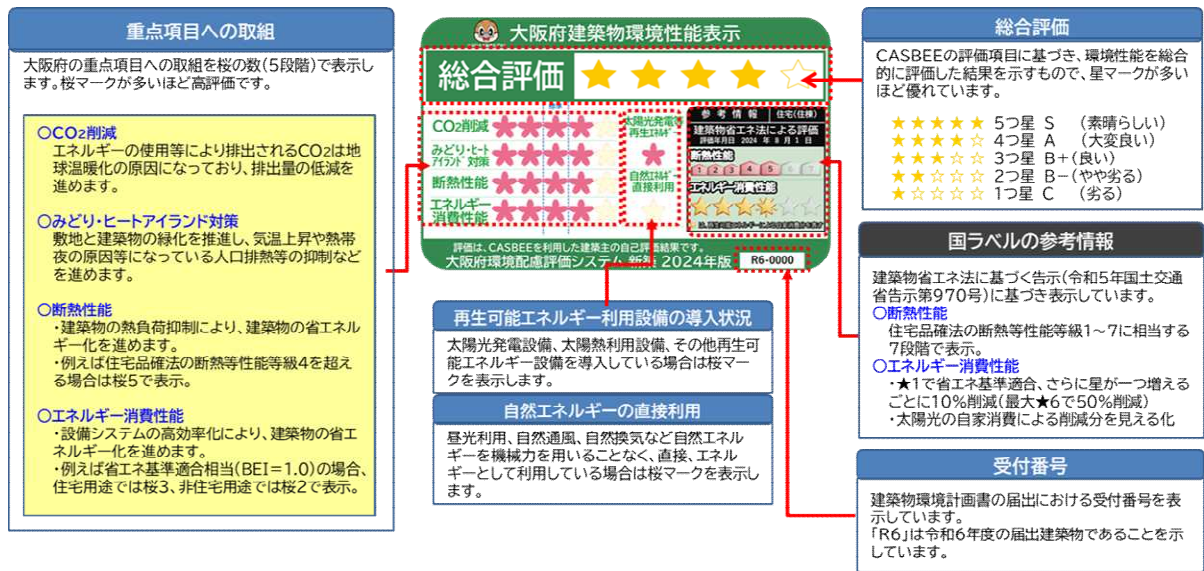
このように、府ラベルと国ラベルでは根拠が異なるため、重複している表示項目(断熱性能、エネルギー消費性能)について多段階等評価の基準や数が異なります。

<参考>

・「CASBEE-建築(新築)2016年版」評価マニュアル

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2428/00068896/manual_CASBEE-BD_NC_2016.pdf

・府ラベル(様式2)の全体概要



・比較イメージ(住宅用途の場合) ※CASBEE 建築(新築)2016年版により評価した場合

【断熱性能】

	等級1	等級2	等級3	等級4	等級5	等級6	等級7
府ラベル CASBEE:LR1-1	レベル1 ★☆☆☆☆	レベル2 ★★☆☆☆	レベル3 ★★★☆☆	レベル4 ★★★★☆		レベル5 ★★★★★	
国の新ラベル	1	2	3	4	5	6	7

【エネルギー消費性能】

	1.2	1.1	1.0	0.9	0.85	0.8	0.7	0.6	0.5
府ラベル CASBEE:LR1-3	レベル1 BEI>1.1 ★☆☆☆☆	レベル2 BEI≤1.1 ★★☆☆☆	レベル3 BEI≤1.0 ★★★☆☆	レベル4 BEI≤0.9 ★★★★☆			レベル5 BEI≤0.85 ★★★★★		
国の新ラベル (再エネありの場合)		星なし	星1つ	星2つ	星3つ	星4つ	星5つ	星6つ	星7つ

・府レベルの「断熱性能」の評価方法※CASBEE 建築(新築)2016 年版により評価した場合

1. 建物外皮の熱負荷抑制

口適用

非住宅用途においてはペリメータゾーンの熱負荷の低減度合いについて、BPIまたはBPI_mを指標に評価を行う。住宅用途においては、断熱等性能等級に準じて評価を行う。

1 適用条件

非住宅用途で、BPI等を算出しない場合はレベル1と評価する。

用途		
	1~7 地域	8 地域
レベル 1	[BPI] [BPI _m] ≥ 1.03	[BPI] [BPI _m] ≥ 1.03
レベル 2	[BPI] [BPI _m] = 1.00	[BPI] [BPI _m] = 1.00
レベル 3	[BPI] [BPI _m] = 0.97 <small>注)各レベル間は 小数点一桁までの 直線補完で評 価する。</small>	[BPI] [BPI _m] = 0.97 <small>注)各レベル間は 小数点一桁までの 直線補完で評 価する。</small>
レベル 4	[BPI] [BPI _m] = 0.90	[BPI] [BPI _m] = 0.93
レベル 5	[BPI] [BPI _m] ≤ 0.80	[BPI] [BPI _m] ≤ 0.85

用途	
レベル 1	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 1 相当である。
レベル 2	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 2 相当である。
レベル 3	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 3 相当である。
レベル 4	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 4 相当である。
レベル 5	レベル 4 を超える水準の断熱性能を満たす。

「CASBEE-建築(新築)2016 年版」評価マニュアル(抜粋) p137

(住宅用途の場合)

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)における日本住宅性能表示基準の評価方法基準「5-1 断熱等性能等級」に準拠して評価する。

例えば、等級4を超える場合は、すべてレベル5評価となり、桜マーク5つで表示。

なお、非住宅用途の場合は、BPI を指標として評価を行っています(国レベルでは評価を行いません)。

・府レベルの「エネルギー消費性能」の評価方法※CASBEE 建築(新築)2016 年版により評価した場合

3. 設備システムの高効率化

一次エネルギー消費量の低減度合いについて、BEIまたはBEI_mを指標に評価を行う。採点基準は建築物省エネ法におけるエネルギー消費性能の表示制度の一つに位置づけられるBELSの星による5段階のマークに準じて設定している。

用途①		備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI] [BEI _m] ≥ 1.10	☆
レベル 2	[BEI] [BEI _m] = 1.00 <small>注)各レベル間は 小数点一桁までの直線補 完で評価する。</small>	☆☆ エネルギー消費性能基準相当
レベル 3	[BEI] [BEI _m] = 0.80	☆☆☆ 誘導基準相当
レベル 4	[BEI] [BEI _m] = 0.70	☆☆☆☆
レベル 5	[BEI] [BEI _m] ≤ 0.60	☆☆☆☆☆

用途②		備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI] [BEI _m] ≥ 1.10	☆
レベル 2	[BEI] [BEI _m] = 1.00 <small>注)各レベル間は 小数点一桁までの直線補 完で評価する。</small>	☆☆ エネルギー消費性能基準相当
レベル 3	[BEI] [BEI _m] = 0.80	☆☆☆ 誘導基準相当
レベル 4	[BEI] [BEI _m] = 0.75	☆☆☆☆
レベル 5	[BEI] [BEI _m] ≤ 0.70	☆☆☆☆☆

用途③		備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI] ≥ 1.20	-
レベル 2	[BEI] = 1.10	☆
レベル 3	[BEI] = 1.00 <small>注)各レベル間は 小数点一桁までの直線補 完で評価する。</small>	☆☆ エネルギー消費性能基準相当
レベル 4	[BEI] = 0.90	☆☆☆ 誘導基準相当
レベル 5	[BEI] ≤ 0.85	☆☆☆☆ 住宅事業建築主基準相当

用途④	用途①~③の複合用途建築物 ^{※1}	
レベル 1	[BEI] [BEI _m] ≥ (A ₁ ×1.10 + A ₂ ×1.10 + A ₃ ×1.20) ÷ ΣA	
レベル 2	[BEI] [BEI _m] = (A ₁ ×1.00 + A ₂ ×1.00 + A ₃ ×1.10) ÷ ΣA	<small>注)各レベル間は小 数点一桁までの直 線補完で評価する。</small>
レベル 3	[BEI] [BEI _m] = (A ₁ ×0.80 + A ₂ ×0.80 + A ₃ ×1.00) ÷ ΣA	
レベル 4	[BEI] [BEI _m] = (A ₁ ×0.70 + A ₂ ×0.75 + A ₃ ×0.90) ÷ ΣA	
レベル 5	[BEI] [BEI _m] ≤ (A ₁ ×0.60 + A ₂ ×0.70 + A ₃ ×0.85) ÷ ΣA	

※1: 複合用途建築物の採点基準の計算における記号
A1=用途①()の床面積、A2=用途②()の床面積、A3=用途③()の床面積、
ΣA=建築物全体の床面積

「CASBEE-建築(新築)2016 年版」評価マニュアル(抜粋) p141

(住宅用途の場合)

集合住宅の建物全体(全住戸の合計+共用部分)の BEI の値により評価する。各レベル間は、非住宅用途と同様に、BEI の値により、小数点一桁までの直線補完で評価する。

例えば、BEI が 0.85 以下の場合はレベル5評価となり、桜マーク5つで表示

また、集合住宅については、建築物省エネ法により、専有部分の設備システムについて BEI によらず、建物の断熱性能等に関する仕様により評価する方法(住宅仕様基準)が認められており、その方法で評価した場合には、下記のようにレベル1またはレベル3として評価する。

レベル 3:「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」を満たす。
レベル 1:レベル 3 を満たさない。

■府内自治体のラベル制度 ※床面積の合計 2000 m²以上の新築、増築、改築しようとする建築物が対象



環境配慮制度に関する届出がなされる建築物から適用されるラベル

建築物環境性能表示制度

分譲マンションや賃貸オフィスなどの募集広告及び工事現場に建物の環境性能を表示する制度です。快適で環境に配慮した建築物が市場で評価される仕組みや広く府民の目にとまることで、建築主の意識を高める仕組みづくりを目指しています。CASBEE 評価と重点項目である CO₂ 削減、みどり・ヒートアイランド対策、建物の断熱性、エネルギー削減について 5 段階で表示しております。また、平成 30 年度からは太陽光発電その他再生エネルギーの利用に加え、自然エネルギーの直接利用についても追加されています。

■国のラベル制度 ※すべての新築建築物が対象



(令和6年4月1日以降に建築基準法の確認申請がされた建築物等から適用されるラベル)

建築物省エネ性能表示制度

販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

2024 年 4 月以降、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが求められます(努力義務)。

(参考)国土交通省ホームページ: <https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>